

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

2014年度
第10号

2014年11月11日
文責 馬場 隆

「メリハリのある給与」と称して、

第2回確定交渉 (11/10)

特支の給与の調整額削減と 部活動指導手当等の増額を 同時提案

夏季休暇の拡大については含みを残す

高教組は 11 月 10 日、確定交渉の第 2 回交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他 7 人が、県教委から松尾教職員課長・荒木人事管理監他 5 人が参加しました。

部活動指導手当や引率手当等の25%増と特支の教諭等の調整額削減が引替え？

交渉の冒頭で県教委は、前回「国や他の都道府県の動向等を踏まえ検討」としていた教育職の特殊業務手当と給与の調整額について、次のように提案しました。

①週休日等の部活動指導手当や公式戦等の引率手当等を 25 %増額する。

②特別支援学校に勤務する教育職の給与の調整額を 20 %削減する。

※給与の調整額とは勤務の特殊性や困難性に基づいて支給されるもので、特別支援学校勤務の教諭等では月額約 1 万 4 千円です。この調整額は地域手当・特手当・ボーナス・退職金等の計算の基礎額にも含まれます。

これらの増減措置は、文科省が教員の「メリハリのある給与」として今年 10 月分から予算措置しているものです。部活動指導手当等の改善は、現場の教職員の強い要求として、長年実現を求めてきたものですが、「限られた予算の中でメリハリをつける」として、給与の調整額の削減とセットにする形で提案することは許せません。

県教委は、給与の調整額削減の理由として「インクルーシブ教育が推進されている中で、小中高のすべての教員に特別支援教育の専門的知識や技能が求められている。そういう中で、特別支援学校の教員の特殊性や困難性が相対的に薄

れてきている」と説明しました。これは、小中高での新たな困難性に対して給与面での手当をせずに、大変さが何も軽減されていない特別支援学校の教員の給与を減らすという、こじつけとしか言いようのない暴論です。

夏季休暇の拡大については「人事委員会報告があった重みを踏まえる」

夏季休暇の拡大について高教組は、これまで県教委が人事委員会勧告がないことを理由に拡大を渋っていたことを指摘し、今年は人事委員会報告で夏季休暇の拡大を検討することが言及されたのだからすぐにでも拡大すべきだと求めました。これに対して県教委は「人事委員会報告があった重みを踏まえる」「何らかの形で前進ある回答ができれば」と回答しました。

現業賃金交渉では、今年度の給与改定見送り、行二への切替え等、信じ難い提案

第 2 回確定交渉に先立って行われた第 1 回の現業賃金交渉では、他の職員については、今年度の給与の 0.23 %引き上げとボーナスの 0.15 月増を提案しているにもかかわらず、いずれも見送りとし、加えて、来年度から国の行(二)給料表に準じた給料表に切り替え、賃金水準を大幅に引き下げるといふ提案が行われました。高教組は、これまでの交渉の積み上げを無視した信じ難い提案だと厳しく批判し、提案の撤回を強く求めました。

県教委との交渉は11月19日まで行います。県教委提案や回答に対するご意見を高教組にお寄せください。

労働条件を改善させるのは団結の力で 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ